

安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成 16 年規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号の様式を次のように改める。

様式第 1 号 (消防職員以外の職員) (第 2 条関係)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

様式第 2 号 (消防職員) (第 2 条関係)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏 名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。